

準加盟規程

第1条〔目的〕

この規程は、Vリーグ機構への加入を目指すチームに門戸を広げ、情報の共有と入社に必要な指導や助言を行なうことにより、将来の加入を円滑に進めることと、それによってトップリーグへの夢を持つチームを増やし、底辺の拡大と普及発展を目指すことを目的とする。

第2条〔準加盟の条件〕

準加盟するチームは、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 将来、Vリーグ機構の社員として入社を目指す意思を持つチームであること。
- (2) 前号のチームの意思を、当該チームの所属する都道府県バレーボール協会が承認、支援していること。
- (3) 継続的に存続し活動しているチームであること
継続的に存続するとは次の条件を持って判定する。
 - 1) 株式会社、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人などの法人格を自身が持っているか法人格に所属するチームとして活動している、または申請準備中でその許可承認の可能性が高いこと
 - 2) チームの運営等に関する規程とすべての選手に適用される規程を持っていること
大会の都度チームを編成しているものは、継続的に存続し活動しているとは見做さない。
- (4) 現に都道府県バレーボール協会および日本バレーボール協会に加盟し、天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権（予選会を含む）あるいは、加盟する全国連盟が主催する全国規模の大会に出場するなどの活動の実績があること。

第3条〔準加盟チームの特典〕

準加盟が認められたチームは、次の特典を得る。

- (1) Vリーグ機構からの活動全般に関する指導と助言
- (2) Vリーグ機構が指定する会議や研修会へのオブザーバー出席
- (3) 名刺や印刷物への「Vリーグ機構準加盟チーム」との表記。ただし、Vリーグのロゴ等の使用は不可。
- (4) Vリーグ公式ホームページ上に、準加盟チームとして公表と活動情報の掲示

第4条〔準加盟チームの義務〕

準加盟が認められたチームは、次の義務を負う。

- (1) 年度（7月1日から翌年6月30日）ごとに、年会費5万円を支払う。年度途中で認定された場合、12月31日までに認定された場合は全額を、それ以降の場合は半額（2.5万円）を支払うものとする。
- (2) 活動実績およびその他のVリーグ機構が求める書類を、定められた期日までに提出する。

第5条〔準加盟の申請〕

準加盟の申請は随時可能とし、Vリーグ機構が別途指定する様式の書類の提出をもって行なう。

ただし、チャレンジリーグへ参加する場合、少なくとも1シーズン以上前までに準加盟申請を行い、認定を受けていなければならない。

第6条〔準加盟の審査〕

事務局が、提出された書類をもとに、必要に応じて現地調査、ヒアリング等を行う。

事務局調査結果に基づき、理事会が認定の可否を審議、決定する。

第7条〔認定の取り消し〕

準加盟チームが次の各号に該当するときは、理事会の議決をもって認定を取り消すことができる。

- (1) Vリーグ機構の名誉を傷つけ、またはVリーグ機構の目的に反する行為があったとき
- (2) 2. の準加盟の条件を満たさなくなったとき
- (3) 4. の準加盟チームの義務に違反したとき

第8条〔改正〕

本規程を改正しようとするときは、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

附 則

本規程は、平成20年4月1日より施行する。